

各介護サービス事業所 管理者 様

浜松市健康福祉部介護保険課長 谷口 弘記

令和 7 年度「介護サービス情報の公表」制度の実施について

日ごろより、浜松市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「令和 7 年度浜松市介護サービス情報の公表計画」に基づき、「介護サービス情報」の公表を下記のとおり実施いたします。

つきましては、対象となった事業者におかれましては、「介護サービス情報」の御報告をお願いいたします。

記

1. 対象事業所

- (1)令和 6 年の 1 年間に介護報酬の支払いを受けた金額が 100 万円を超える事業所
(令和 7 年度介護サービス情報の公開計画（別表）に掲載の事業所)
- (2)令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに介護サービスの提供を開始した事業所

2. 報告の内容

基本情報および運営情報

ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに介護サービスの提供を開始した事業所は基本情報のみ

※財務諸表の登録がされないまま提出される事業所が多く見受けられたため、忘れずに財務諸表の登録をしてから提出してください

3. 報告の方法

介護サービス情報報告システムにログインし、ホームページ上の調査票に入力してください。

「提出する」ボタンを押した後は、公表後まで修正できませんので、御注意ください。

介護サービス情報報告システム URL（ログイン画面）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/22/>

4. ログイン ID・パスワード

- (1)令和 6 年度までに情報公表の対象であった事業所

前回報告時の ID・パスワードと同一のものとします。

ID・パスワードを忘れた場合は、所定の様式（市ホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入し、電子メール又は F A X にて浜松市介護保険課までお知らせください。

- (2)令和 7 年 4 月 1 日以降新たに介護サービスの提供を開始した事業所及び令和 6 年度までに情報公表の対象でなかった事業所

別途郵送で、ID・パスワードを通知します。

5. 報告期間

令和7年11月21日（金）から令和8年1月31日（土）まで

ただし令和7年9月1日以降に新たに介護サービスの提供を開始した事業所については、別途報告期限を通知します。

6. 情報の公表

市が報告内容の審査及び受理を行い、介護サービス情報公表システムにおいて随時公表します。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/22/index.php>

7. その他

厚生労働省等が行う委託事業や補助事業における調査研究を目的としたデータ提供依頼があった場合は、特段の申し出がない限りは報告内容を提供します。予めご了承ください。

担 当 指導グループ 杉本・田中

電 話 053-457-2875 FAX 053-450-0084

e-mail kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp